

2013年（平成25年）5月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2013年（平成25年）4月30日付けで諮問（第554号）された固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を、目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

国土交通省では、密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する都市防災総合推進事業（「災害危険度判定調査」「住民等まちづくり活動支援」「地区公共施設等整備」「都市防災不燃化促進」「密集市街地緊急リノベーション事業」「地震に強い都市づくり緊急整備事業」「被災地における復興まちづくり総合支援事業」）を実施している。

都市防災総合推進事業の「災害危険度判定調査」は、ある特定の地震規模、震源、振動の伝搬、それによる建物倒壊、出火の可能性、死傷者数等を想定したいわゆる「被害想定」とは異なり、過去の主な地震災

害や各種の研究成果において被害と因果関係が概ね明確である市街地の属性について、防災上の観点で都市的なレベル、地区のレベルそれぞれから市街地の現状を評価し、重点的かつ緊急的に整備を要する地域や都市の基盤施設等を明確にし、防災性を向上させるためのまちづくりを行う基礎的資料として活用する。

本市では、平成13年3月に藤沢市都市防災基本計画災害危険度判定調査を策定しているが、策定から10年以上が経過をし、市街地の現状も変わってきていることから、新たに重点的かつ緊急的に整備を要する地域や都市の基盤施設等を明確にし、藤沢市都市防災基本計画を改定するため、災害危険度判定評価の危険度データを更新するものである。

本業務にあたっては、市内全域の建物の利用現況についての情報が必要となるが、膨大な件数の情報を市内全域から個別に収集することは、限られた時間、人員、予算の中では事実上不可能である。

以上のことから、本業務の執行においては、資産税課が保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報（以下「個人情報」という。）を利用させることが必要かつ合理的であると考えられることから、本審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外利用させることについて

ア 目的外利用させる課

都市計画課

イ 目的外利用させる個人情報の範囲

家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の記載事項のうち、表―1に掲げるもの。

表―1 目的外利用させる個人情報

<ul style="list-style-type: none"> ・家屋課税台帳 ・家屋補充課税台帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地番（家屋） ・現況構造（家屋） ・現況1階床面積（家屋） ・現況延床面積（家屋） ・建築年月（家屋）
------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ウ 目的外利用させることの必要性

本業務で必要とする個人情報は、市内全域の家屋を対象とすることから、本人から個別に収集するとしたならば、莫大な時間、労力、費用を要する。

さらに、後述のとおり、本業務はコンピュータ処理にて行うため、すでに個人情報を電子データで保有している資産税課の情報を利用させることが合理的である。

以上のことから、迅速かつ合理的に本業務を進めるためには、資産税課の個人情報を目的外利用させる必要があると考える。

(3) 引渡しの方法について

電子媒体：「CD-ROM」とする。

(4) 目的外利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外利用させる個人情報とは、あくまで本業務にかかる統計的処理のために用いるもので本人の不利益とはならないことや、市内全域を対象とする個人情報は、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、事前の本人通知は省略するが、市民へは、都市計画課において、広報ふじさわを通じて周知を図る。

(5) 情報のコンピュータ処理の必要性和安全対策について

本業務のために利用させる個人情報は、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳（約12万件）から抽出するが、抽出件数及び情報量が非常に多いので、コンピュータ処理が必要となる。

この処理は、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを抽出するもので、安全対策が十分に図られている。

また、コンピュータ処理後に引き渡した電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

ア その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること

イ 本業務の目的以外には利用しないこと

ウ 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること

エ 不要になったときは、速やかに破棄すること

以上、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー」に則り、安全対策に努めるものである。

(6) 実施時期

2013年5月9日以降

(7) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

ア 本調査で必要とする個人情報は、市内全域の家屋を対象とすることから、本人から個別に収集するとしたならば、莫大な時間、労力、費用を要する。

イ 本調査はコンピュータ処理にて行うためすでに個人情報を電子データで保有している資産税課の情報を利用させることが迅速かつ合理的である。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外に利用させる個人情報は、市内全域における家屋課税台帳等約12万件を対象とするものとなるため、通知すべき相手が多数の場合で、目的外のために利用する管理情報の内容の重要度に比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

なお、市民へは事前に都市計画課において広報ふじさわを通じて周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

本調査のために利用させる個人情報は、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳約12万件から抽出するが、抽出件数及び情報量が非常に多いので、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、この処理は、IT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを抽出するもので、安全対策が施されているコンピュータ室において藤沢市コンピュータシステム運営管理規程に基づき処理されるものであり、安全対策が十分に図られるとのことである。

また、実施機関では、コンピュータ処理後に引き渡した電子媒体について、次のとおり個人情報の管理に努めさせるとのことである。

(ア) その職務に当たる必要最小限の職員のみが利用すること

(イ) 本業務の目的以外には利用しないこと

(ウ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること

(エ) 不要になったときは、速やかに破棄すること

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以上

